



宇部警察署メールマガジン

あんしんUPニュース

発行 宇部警察署～TEL0836-22-0110
e-mail ubesho@police.pref.yamaguchi.jp

平成22年12月 3日

第155号

市民の皆さんの
安全と安心を守ります！



ごぞんじですか、

銃刀法における『申出制度』

平成21年6月1日から、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の一部が施行され、「都道府県公安委員会に対する申出制度」が設けられました。この制度により、猟銃・空気銃等の銃砲や日本刀等の刀剣類を持っている人が、

人に危害を加えるおそれがある

公共の安全を害するおそれがある

自殺をするおそれがある

と思われるときは、都道府県公安委員会に対し、その旨を申し出ることができるようになりました。

受付窓口

警察本部(生活環境課)、警察署(生活安全課・係) 交番、駐在所

申出の対象

同居している人、近隣に住んでいる人、職場の同僚で、猟銃・空気銃等の銃砲や刀剣類を持っている人

申出方法

電話、口頭、メール、ファックス等方法を問いません。

受理後の措置

申出事実の確認をするため必要な調査をして、適正に措置します。

ご不明な点については、最寄りの警察署(生活安全課)におたずね下さい。

